

花★めだか通信



～中区中土木事務所 公園愛護会・管理運営委員会便り～

Vol.39

中低木の管理講習会

7月11日、中低木の管理講習会が新山下二丁目ベイスайд公園で行われました。6月に雨で延期されこの日の開催となったもので猛暑の中の開催となりました。となりの新山下公園の愛護会の皆さんも合流し13名の方の参加となりました。午後2時、挨拶の後まず熱射病予防のため水を配り「無理をしない」を合言葉に2班に別れて剪定の講習です。なるべく日陰の場所を選んでの実習となりましたが、アジサイやユキヤナギなどの剪定を交代しながら体験していただきました。講師は、中土木事務所の公園整備班です。初めての方も慣れていて手際の良い方も熱心に説明を聞きながら真剣に剪定を行いました。最後は道具の手入れの講習です。木陰で刈込みばさみや剪定ばさみの研ぎ方の説明とデモンストレーションが行われ、何名かの方にも実践していただきました。愛護会保有の古い刈込みばさみもピカピカになったところで閉会です。大変暑い中、皆さんお疲れ様でした。

熱心に剪定の説明を聞く皆さん

刃物の研ぎ方を学ぶ皆さん



木陰で開会の挨拶



《あなたの愛護会でも技術講習会をやりませんか》

技術講習には、上記「中低木の管理講習」の他に「安全性の高い刈払機の使い方講習」、もあります。エンジン式刈払機（草刈機）を安全に使用するためのポイントを講習します。講習会を受講することで機械の貸出を受けられます。貸出に際してはガソリン（混合ガソリン）もあわせて提供します。

また「遊具の安全な使い方講習」は、遊具を安全に使用するポイント、遊びの見守り方、簡単な遊具の点検方法などを講習します。講習は基本的に皆様の公園で実施します（近所の愛護会と合同で講習する場合があります。）

土木事務所にご連絡いただければ、講習会をセッティングします。

秋の園芸講習会のお知らせ

日時：平成23年10月5日（水）

午後1時30分～3時30分

場所：中区日本大通34番地

中土木事務所（仮事務所）会議室

中区役所となり、中区民活動センター2F

募集人数：30名（応募多数の場合は抽選）

講師・・・横浜市緑の協会 酒井久雄 先生

※申し込み方法

お電話でお申込ください。641-7681 担当 岡本

講習内容

「球根を使って春花壇を美しく演出する方法」



●チューリップ、クロッカス、ムスカリ、ヒヤシンス、スイセンなどの球根と一年草、宿根草、葉物などを組合せて春の花壇を美しく長く楽しむ方法を伝授します。

花壇の植付け計画やレイアウトに関する悩みを解消し、花壇作りがますます楽しくなる講座です。プロの技をテキスト、画像とデモンストレーション（実演）で紹介します

「素敵な寄せ植えは、色合わせがポイント」

簡単な色の話と色合わせのコツ、寄せ植え例を紹介します花壇づくりのご担当者様必見の講座です！

※参加者には、球根をお持ち帰りいただきます

公園と祭り



8月は、中区内の多くの町内でお祭りが行われました。6、7日は本牧地区で、また13、14日にも他の地区で開催されました。5日、伝統の「お馬流し」が行われる本牧神社に行ってみました。すぐ目の前の新本牧公園にやぐらが建てられ明日からの祭りの準備の真っ最中でした（写真）。本牧原南公園には、立派な神輿が3基鎮座していました。この他、仲尾台公園、新山下二丁目ベイスайд公園など多くの公園でも盆踊りが行われました。猛暑の中、区内各地で祭りや盆踊りは大変な盛り上がりを見せました。この時期、地域コミュニティの核として公園の存在は大きく、大活躍です。公園愛護会の皆様の普段の活動によって支えられていることに改めて感謝です。



よくあるご相談とその対応

皆さんからよくあるご相談とその対応をなるべく季節や状況にあう内容で掲載していきます。

☆ 公園の樹木の枝が電線にかかっていて心配

公園内の樹木の剪定は、公園ごとに約2～3年に1度のペースで実施しています。同時に東京電力は、定期的に巡回して必要に応じて自主的に剪定しています。NTT、ケーブルテレビなどについても原則的にはケーブルの持ち主が対応する事になっていますが、土木事務所が点検時等に危険と判断した場合にはその都度対応しています。

☆ 公園で猫や鳩に餌をやる人がいて、食べ残しの餌や糞が不衛生だ

鳩は野生動物なので、人が餌やりをすると自然の中で生きていく力を奪い、特定の動物だけがが増えて自然のバランスを崩すこととなりますので餌やりをしないよう、場合によっては看板を設置して協力をお願いします。猫については、飼い主は屋外で飼養をする場合には、公園などの公共の場所を汚したり他人に迷惑をかけるよう努めなければならないと市条例で定められていますので、必要に応じて看板を設置してご協力をお願いします。

☆ 子供が遊んでいるボールが家に飛んでくるので対処して欲しい

（利用マナーについて）

利用マナーについては、まずは注意看板を設置することで対応しています。

利用マナーの改善は、利用者の方への日頃の啓発活動も非常に大切です。公園愛護会技術支援項目にも「遊具の安全な使い方講習」があるほか、お配りしている「公園のルールブック」をご活用いただき、地域（自治会や子供会等）やご家庭で、公園などの公な場所での適切な遊び方について話し合っていたり、子供たちに声かけするなど、公園が楽しく快適な場となるよう公園愛護会や地元の皆様にもご協力いただき、見守っていただければ幸いです。

☆ 公園の広場でサッカーや野球をしていて危なくて近寄れない

☆ 近所の小さな公園でも子供に思い切りサッカー・野球をさせたい

フェンスのある多目的広場以外での試合形式のサッカーや野球は禁止事項です。

少人数でのパス回しや柔らかいボールでのキャッチボールなど、他の利用者に危険が及ばない遊び方をしようとしています。他の利用者に怪我を負わせたり、近隣のお宅を破損したりすると当事者に損害賠償責任が生じます。お互いに不幸にならないためにも節度ある遊び方をしましょう。

